

免税手続きの申請方法

お買い物後、下記を2階フォーリンカスタマーカウンターにてご提示ください。

1 ご自身のパスポート

※パスポートのコピーやIDカードでは免税できません。

2 レシート

※入国スタンプは必須です。

3 お買い上げ品

※自動化ゲートを通された場合、入国スタンプは証印されません。免税ご希望の方は自動化ゲート通過後に必ず空港職員にお申しつけください。

4 クレジットカード

(お支払いで使用した場合のみ)

※購入者(クレジットカード名義)と申請者(パスポートの名義)は一致していなければ免税できません。

※領収証での免税はできません。

免税対象者

- 訪日観光客など日本に非居住の方で、入国してから6ヶ月未満の方(在留資格が「短期滞在」の方のみ)
- 「外交」「公用」の在留資格を有する日本非居住者
- 海外に居住している日本人(海外に2年以上滞在する目的で日本を出国し、今回の一時帰国期間が6ヶ月未満の方) ※6ヶ月未満に発行された「戸籍の附票の写し」もしくは「在留証明」が必要です。(コピー不可)
- 在日外交官 ※外務省発行の免税カードと身分証明票(IDカード)が必要です。

免税手数料

免税対象商品代金税抜価格の1.5%を頂戴いたします。

免税対象商品

京王百貨店新宿店にてお買い上げで、日本出国時に携帯して持ち出す品物。当日のお買い上げ品のみ免税対象です。

一般物品

5,000円～
(税抜)



消耗品

5,000～500,000円
(税抜)



※消耗品は指定の袋に梱包します。日本国内での開封はできません。

片方の商品カテゴリーでお買い上げ合計金額が税抜5,000円に満たない場合でも、両カテゴリーの合計金額が税抜5,000円以上であれば免税ができます。ただし、一般物品は消耗品同様に梱包します。

空港にて

ご出国の際、税関へパスポートをご提示のうえ、免税手続きを受けた旨を申告してください。

免税対象外商品

- 商用目的での購入品(転売目的を含む)
- 日本国内で消費するものや、その場で完結する役務(レストラン、喫茶店、美容サロン、マッサージ、送料、加工料、修理代など)
- 金・地金
- 屋上ショップ(ペットショップ、観賞魚、園芸店)
- 京王パスポートカード、Keio PREMIUM CARD、京王友の会カードおよび京王株主優待券をご利用されたお買い上げ

輸出入の規制

法律や規制によって農産物・畜産物などの持ち込みを禁止する国や地域がございます。ご購入前にご自身でご確認ください。